

## JERA ふれあいグラウンド利用規約

### (趣旨)

第1条 本規約は、JERA パワー横須賀合同会社（その業務委託先を含みます。以下「管理者」といいます。）が管理運営する第2条（対象施設・利用目的）に定める施設（以下「本施設」といいます。）の利用にあたり、本施設を利用される方（以下「利用者」といいます。）にお守りいただきたい事項その他必要な事項を定めるものです。利用者におかれましては、本施設の利用に際しては、本規約の全文をお読みいただき、本規約に同意いただく必要があります。

なお、本施設の利用時点で、本規約に同意したものとみなされます。

### (対象施設・利用目的)

第2条 本施設とは、横須賀火力発電所構内の地域共生施設「JERA park YOKOSUKA」のうち、特に「JERA ふれあいグラウンド」を構成する次の各号に掲げる施設をいいます。本施設は、それぞれ各号に掲げる目的の範囲内でのみ利用することができるものとし、それ以外の目的での利用は厳に禁止とします。

#### (1) サッカーコート

- ・サッカー
- ・フットサル
- ・その他管理者が適当と認めたもの

#### (2) テニスコート

- ・テニス
- ・その他管理者が適当と認めたもの

#### (3) 前各号に利用に付随して利用する一切の付帯設備（更衣室、トイレ、駐車場、駐輪場）

- ・それぞれ本来の用法にしたがった利用

### (開園時間・利用時間)

第3条 本施設の開園時間及び休園日は、管理者が別に定めるとおりとします。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園日を設けることがあります。

2 本施設は、開園時間内において、1コマ2時間を最低利用単位とする、事前予約制とします。利用者は、予約時間内に限り、利用できるものとします。なお、その時間には、準備、後片付け等に要する時間が含まれるものとします。

3 管理者で支障がないと特に認める場合、利用者は、利用時間を超えて利用することができる場合があります。ただし、管理者から事前の承認を受けなければならず、また利用後は超過時間分の利用料金を追加で納付しなければなりません。

### (利用料金)

第4条 本施設の利用料金は、次のとおりとします。

	利用料金	備考
サッカーコート	一般：1 コマ／14,670 円 高校生以下：1 コマ／8,800 円	片面利用の場合はそれぞれ半額
テニスコート	1 コマ／980 円	

2 前項の規定にかかわらず、前条（開園時間・利用時間）第 3 項の規定に基づく超過時間分の利用料金があるときは、1 時間単位（1 時間未満は切り上げ）で算出した額とします。

3 前二項の規定により算出した額に、10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

#### （利用予約・利用者登録）

第 5 条 本施設の利用予約は、横須賀市の「公共施設予約システム」（以下「予約システム」といいます。）を通じて行うものとします。ただし、予約システムを通じた本施設の利用予約には、事前に「JERA ふれあいグラウンド」利用者に係る登録をしないとはならないものとします（かかる利用者登録を完了させた者を、以下「登録者」といいます。）。なお、登録者は、登録情報に変更が発生した場合、遅滞なく所定の変更手続を行うものとします。

#### （利用予約の変更・取消し）

第 6 条 登録者は、利用予約完了後、予約事項を変更し、又は予約の取消しをしようとするときは、予約システム指定の方法により、事前に変更又は取消しの手続きをするものとします。

#### （利用手続）

第 7 条 事前に予約システムで予約を完了させた利用者は、施設利用日当日に、本施設の窓口で、管理者へ第 4 条（利用料金）の規定に基づき算出した利用料金を支払い、管理者から利用施設確認表を受け取ったうえで、予約に係る本施設の利用を開始するものとします。

#### （遵守事項）

第 8 条 利用者は、本施設において、次の各号に掲げるルールを遵守するものとします。

- (1) ゴミ等は持ち帰ること。
- (2) 施設に設けられた出入口から入退場すること。通路の途中から出入りしないこと。
- (3) その他管理者からの施設管理上必要な指示にしたがうこと。
- (4) 緊急事態に備え、次の各措置をすべて利用者の費用と責任において講じること。
  - ア 救急用品等は、各自持参すること。
  - イ 自動体外式除細動器（AED）の位置をあらかじめ確認すること。（本施設では、管理棟横に AED が設置されています。）
  - ウ 緊急・救急の事態が生じた場合は、各自の責任において対応すること。ただし、緊急車両の円滑な受け入れなどのため、管理者にも直ちに連絡を入れること。
  - エ 事故、怪我等に対する保険は、あらかじめ各自の責任において加入すること。

(禁止事項)

第9条 本施設の利用にあたり、次の各号に掲げる行為は禁止とします。

- (1) 予約に係るコート外での練習・プレー等
- (2) 本施設内での火気類の使用
- (3) 本施設内における喫煙（電子たばこ、無煙たばこを含みます。）
- (4) 本施設内での飲酒
- (5) 飲酒後の本施設の利用
- (6) コート内での食事（飲料のみ可）
- (7) 金属製スパイクの利用
- (8) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に定める「身体障害者補助犬」を除く。）を連れての入場
- (9) 本施設内でのベグ打ち行為（テント類の固定含む。）
- (10) アンダーシャツや肌着などの、下着姿で歩行し、他人に不快感を与えるおそれのある行為
- (11) 個人のプライバシーを侵害するおそれのある写真・動画撮影
- (12) 許可のない音響機器、楽器等を用いて騒音を発生させるなどの、近隣への迷惑となるおそれのある行為
- (13) 集会、もしくは集団行進、または集団示威運動を行う行為
- (14) 駐車場・駐輪場以外への駐車・駐輪
- (15) 物品の販売、宣伝、寄付の募集その他これらに類する行為
- (16) 犯罪行為、犯罪行為に結びつく行為若しくはこれを助長する行為その他公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのある行為
- (17) 本施設又はその付帯設備品を破損、汚損、紛失等させるおそれのある行為
- (18) 管理者が許可しない本施設内外の区域に立ち入る行為又は附属器具を使用する行為
- (19) 本規約、本施設掲出の注意事項、管理者の指示、法令に違反する行為
- (20) 本施設の管理上支障が生じるおそれのある行為
- (21) 管理者又は他の利用者に不都合若しくは損害を生じさせるおそれのある行為
- (22) その他管理者が不相当と合理的に判断する行為

2 登録者及び利用者は、本施設の利用又は予約システムの利用に係る権利の全部又は一部を、第三者に有償・無償を問わず譲渡・転貸してはならないものとします。

(利用の制限)

第10条 利用者が、前二条に定める規定に違反した場合、又は、次の各号のいずれかに該当する場合、管理者は、利用者の本施設の利用及び登録者の予約システムの利用を、一時的に又は継続的に、一部又は全部の制限することができるものとします。

- (1) 予約システムへの登録事項につき、虚偽の内容が含まれるおそれ又は本施設の目的に適合しないおそれがあると管理者が判断した場合
- (2) 本施設の利用に関して、本規約、本施設掲出の注意事項、管理者の指示、法令を遵守しなかった場合
- (3) 過去において本規約への違反行為若しくは不適切な利用が認められた登録者若しくは利用

者による利用又はそれらの者を含む団体による利用である場合

(4) 天災地変（火災、地震、風水害、落雷、公害、塩害等を含みますが、これらに限られません。）、その他の不可抗力により本施設の利用ができなくなった場合、又はその復旧に要する工事等の施工若しくは点検等で本施設の利用ができなくなった場合

(5) 感染症の大規模流行等により、国・神奈川県・横須賀市等の行政機関から本施設の利用の停止、又はイベントの開催の停止等、法令等に基づく要請があり、管理者が本施設の利用の休園を決めた場合

(6) 横須賀火力発電所その他の隣接施設においてトラブル・事故・災害等が発生し、利用者の安全確保の観点から本施設の利用が困難又は不適切と管理者が判断した場合

(7) その他、本施設の管理・運営上、やむを得ない事由が発生した場合

（利用中止・退去等）

第 11 条 利用者が前条（利用の制限）の規定に基づく制限を受けた場合、利用者は、直ちに本施設の利用を中止し、速やかに本施設から退去しなければなりません。

2 前項の規定により利用中止となった場合であっても、次項に規定する場合を除き、管理者は、受領済みの利用料金の返還又は減額のいずれにも応じません。

3 管理者は、前条（利用の制限）第 4 号から第 7 号までの規定による利用中止の場合に限り、利用料金を返還します。返還額は、「利用単位あたりの利用料金」から「利用開始から利用の中止・退去等のときまでの時間（30 分単位で切り上げ）」を差し引き、算出するものとします。

4 前項の規定により算出した額に、10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

（原状回復）

第 12 条 利用者は、その利用が終わったとき、又は前条（利用中止・退去等）の規定により即時中止・退去することとなったときは、直ちに施設を原状に復すものとします。

（利用料金の減免）

第 13 条 管理者は、次の各号に定める場合、利用者からの申し出により本施設の利用料金の全部又は一部を免除することがあります。

(1) 次に掲げる方が使用されるとき。

- ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている方
- イ 療育手帳制度要綱(昭和 48 年厚生省発児第 156 号)に基づく療育手帳の交付を受けている方
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

(2) 管理者がその他特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定に基づく利用料金の減免割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ各号に掲げる割合とします。

(1) 前項第 1 号に掲げる方が、本施設のうち駐車場を使用する場合 10 割

(2) 前項第 1 号に掲げる方が、駐車場以外の本施設を使用する場合 5 割

(3) 前二号に掲げる場合以外の場合 管理者が別に定める割合

3 前項の規定により算出した額に、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとします。

4 利用料金の減免を受けようとする利用者は、次の各号に掲げるところによるものとします。

(1) 第2項第1号及び第2号に掲げる場合にあつては、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を、管理者に提示すること。

(2) 第2項第3号に掲げる場合にあつては、管理者が認める特別の理由の根拠となる資料を、管理者に提示すること。

#### (遺失物の取扱い)

第14条 管理者が保管する忘れ物・落とし物は、法令にしたがい管理棟内に一覧を掲示します。なお、法令にしたがい拾得後1週間以内に所管の警察へ届け出るため、お早めにご連絡ください。

#### (個人情報の取扱い)

第15条 管理者は、登録者及び利用者から提供を受けた個人情報（氏名、住所、電話番号等を含みます。）を、別途同意を受けている個人情報取扱いに係る同意事項及び関連する法令にしたがい、適切に取り扱います。

#### (免責)

第16条 本施設内において又は本施設の利用に伴って発生した事故又は不利益に関しては、管理者の故意又は重過失が認められる場合を除き、管理者は一切の責任を負いません。

2 本施設内又は本施設利用に伴い発生した盗難、手回り品の逸失に関しては、管理者の故意又は重過失が認められる場合を除き、管理者等は一切の責任を負いません。

3 前二項に定めるほか、本施設内又は本施設利用に伴い発生した利用者（同伴者を含みます。以下、同様とします。）における損害に関しては、管理者の故意又は重過失が認められる場合を除き、管理者は一切の責任を負いません。なお、他の利用者その他の第三者との間に生じた傷害、接触、トラブルその他の事故は、その当事者間で処理・解決するものとし、管理者に対し迷惑がかからないようにするものとします。

#### (損害賠償等)

第17条 利用者は、本施設又はその設備品を破損又は亡失した場合、これによって管理者に生じた損害を賠償するものとします。

2 前項に定めるほか、利用者は、本規約の違反又は本施設の利用に関連して管理者に損害を与えた場合、管理者に生じた損害を賠償するものとします。

3 故意又は過失の有無にかかわらず、利用者は、他の利用者その他の第三者と事故があった場合又は本施設若しくはその設備品を破損又は亡失した場合、直ちに管理者に連絡するものとします。

#### (反社会的勢力の排除表明)

第18条 利用者は、現在自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集

団体、その他これらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」といいます。）でないことを表明し、保証します。また、将来に向けて反社会的勢力の排除に向けて相互に協力するものとします。

（本規約の変更）

第 19 条 管理者は、民法第 548 条の 4（定型約款の変更）の規定にしたがい、本規約の改定を行うことができます。なお、改定を実施するときは、改定の 2 週間前までに本施設内への掲示及び本施設のウェブサイトへの掲載により周知するものとし、周知の際に定める改定日より効力を有するものとします。

以上

2025 年 11 月 21 日：制定